

(別紙 1)

静岡市規則第45号

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成18年静岡市規則第188号)の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(犬のマイクロチップ除去届出書)

第7条 法第39条の7第5項の規定による届出は、犬のマイクロチップ除去届出書(様式第6号)によるものとする。

様式第5号その2の次に次の1様式を加える。

(別紙 1)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

犬のマイクロチップ除去届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話

犬に装着されているマイクロチップを取り除いたので、動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬	登 録 番 号 (マイクロチップの識別番号)			
	種 類		毛 色	
	名		生年月日	年 月 日
	性 別	雄 雌	犬の体格	大 中 小
取り除いた年月日		年 月 日		
取り除いた理由				

(別紙 1)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。